

無料

## 琵琶湖大橋有料道路の旧料金回数通行券について

平成28年4月1日(金)午前0時から 琵琶湖大橋有料道路の料金値下げと同時に、旧料金により発売した回数通行券は通用期間外となり、使用できませんので、払い戻しを行っております。

新料金により発売します新しい回数通行券(券の色が変わります)をお買いもとめください。

### 旧料金で発売した回数通行券の払い戻しのご案内

払い戻し窓口	払い戻し期間	窓口開設時間
琵琶湖大橋有料道路 管理事務所 守山市今浜町2539番	平成28年 3月 1日から 平成28年 <b>9月30日</b> まで	7:00~20:00 土・日・祝を含む毎日
道の駅 びわ湖大橋米プラザ 大津市今堅田三丁目1番1号	※ <b>払い戻し期間 終了後は、 払い戻しは できません。</b>	9:00~18:00(3月) 9:00~19:00(4~9月) 土・日・祝を含む毎日
滋賀県道路公社本社 大津市松本一丁目2番1号 (滋賀県大津合同庁舎4階)		8:30~17:15 平日のみ

以下にご注意ください。

- 1) 琵琶湖大橋有料道路以外の路線の回数通行券は、払い戻しはできません。
- 2) コンビニ等、上記窓口以外の回数通行券発売所では、払い戻しは行っていません。
- 3) 回数通行券の領収証(つづり表紙、11回券の大きい券片)が無く、バラバラに切り離したものでも払い戻しができます。
- 4) 多額(おおむね10万円以上)の払い戻しについては、後日の口座振り込みとさせていただく場合があります。
- 5) くわしいことは、各窓口または下記までお問い合わせいただくか、滋賀県道路公社ホームページをご覧ください。  
(<http://www.biwa.ne.jp/~douro-co/news/haraimodoshi.html>)



お問い合わせ先 滋賀県道路公社: TEL 077-524-0141

<払い戻し窓口開設場所>

